

福島市公告第114号

福島大笹生IC周辺地区工業団地（仮称）造成工事について、下記のとおり工事Ⅲ型による制限付一般競争入札を行うので、福島市財務規則（以下「財務規則」という。）第164条に基づき公告する。

平成30年4月24日

福島市長 木 幡 浩

記

1	工事名	福島大笹生IC周辺地区工業団地（仮称）造成工事
2	工事場所	福島市大笹生字月崎外地内
3	工事概要	施工面積 A=13.37ha
4	履行期限	平成32年3月16日（月）
5	予定価格	事後公表
6	最低制限価格	無
低入札価格調査について		
7	① 調査基準価格	有
	② 失格基準価格	有
	③ 工事費内訳書の提出	要（様式5・様式5-2）
8	入札参加形態	単体及び共同企業体の混合
	単体企業及び特定建設工事共同企業体入札参加資格要件	次に掲げる条件をすべて満たし、かつ、市長による当該工事に係る競争入札参加資格の確認を受けた者
	①	地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
	②	単体企業及び特定建設工事共同企業体の場合における構成員が平成30年度福島市工事等請負有資格業者名簿に登録されている者
	③	福島市において競争入札参加停止期間中でない者
	④	破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産の申立て、旧和議法（大正11年法律第72号）の規定による和議開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て（ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定日以降の日を審査基準日とする建設業法第27条の23第1項に規定する経営に関する客観的事項の審査を受け、その結果の通知を受けたものを除く。）、又は会社法（平成17年法律第86号）の規定による清算の申立てがなされている者でないこと。
単体企業で入札に参加する場合の資格要件		
	① 登録内容	一般土木工事の登録のある者
	② 所在地区分	市内に本店を有する者
	③ 建設業許可区分	土木工事業について特定建設業の許可を有する者
	④ 技術者の配置	建設業法第26条における技術者等を配置できる者
	⑤ 資格総合点数	一般土木工事の資格総合点数が950点以上である者
	⑥ 工事施工実績	
共同企業体を結成する場合の資格要件		
9	① 構成員の数	構成員は3者以内とする
	② 構成員の組合せ	構成員の組合せは代表構成員の資格要件を満たす者と、その他の構成員の資格要件を満たす者との組合せとする ただし、他の共同企業体の構成員を兼ねることはできないものとする
	③ 代表構成員	代表構成員は構成員のうち出資比率の大きい方でなければならない
	④ 構成員の最小出資比率	2者の場合：構成員の最小出資率30%以上とする 3者の場合：構成員の最小出資率20%以上とする

⑤	代表構成員の資格要件		
	i	登録内容 一般土木工事の登録のある者	
	ii	所在地区分 市内に本店を有する者	
	iii	建設業許可区分 土木工事業について特定建設業の許可を有する者	
	iv	技術者の配置 建設業法第26条における技術者等を配置できる者	
	v	資格総合点数 一般土木工事の資格総合点数が950点以上である者	
	vi	工事施工実績	
⑥	その他の構成員の資格要件		
	i	登録内容 一般土木工事の登録のある者	
	i	所在地区分 市内に本店を有する者	
	ii	建設業許可区分 土木工事業について特定又は一般建設業の許可を有する者	
	iii	技術者の配置 建設業法第26条における技術者等を配置できる者	
	iv	資格総合点数 一般土木工事の資格総合点数が810点以上である者	
10	設計図書等の閲覧・貸与について		
	①	閲覧・貸与場所 福島市財務部契約検査課	
	②	期間 平成30年4月24日(火)から平成30年5月9日(水)までの毎日 (ただし、土・日・祝日等の休日を除く) 午前9時から午後4時まで	
	③	貸与方法 貸出票による(先着順) 貸出日の翌日10時までの1日間	
	④	質問について	
		i	質問方法 書面(様式6・様式6-2)により、契約検査課に持参すること(郵送・電送は不可)
		ii	質問期限 平成30年5月9日(水) 正午まで
		iii	質問に対する回答 福島市ホームページに掲載
	iv	回答閲覧期間 平成30年5月11日(金)から平成30年5月23日(水)まで	
	⑤	その他 期間内に設計図書等の閲覧・貸与されない方は入札参加申請できません	
11	入札参加資格の確認申請について(共同企業体の場合構成員のいずれかが閲覧又は貸与を受けること)		
	提出書類		
	i	資格確認申請書 別紙様式1 競争入札参加資格確認申請書(単体企業の場合) 別紙様式1-2 競争入札参加資格確認申請書(特定建設工事共同企業体の場合)	
	ii	特定建設工事共同企業体協定書 特定建設工事共同企業体協定書の写し (特定建設工事共同企業体で参加する場合)	
	iii	施工実績	
	iv	配置予定の技術者 別紙様式3 配置予定技術者の資格・工事経歴(資料は①) (ただし、特定建設工事共同企業体の場合は代表構成員のみ) ①の技術検定合格証明書の写し添付	
	v	その他の提出書類 入札日において有効期限内である総合評定値通知書の写し (ただし、特定建設工事共同企業体の場合は代表構成員及びその他の構成員)	
	②	提出方法 窓口へ持参(郵送・電送は不可)	
	③	提出先 福島市財務部契約検査課	
	④	提出期間 平成30年4月24日(火)から平成30年5月11日(金)まで (ただし、土・日・祝日等の休日を除く) 午前9時から午後4時まで(なお、最終日については午前9時から正午まで)	
	12	入札参加資格の決定 平成30年5月15日(火)ただし参加資格者は入札時まで非公表 ・競争参加資格確認通知書及び入札書は決定後郵便にて送付 ・入札参加資格がないと認められた者には理由の説明を求めることができる	

入札方法について		
13	① 入札方法	入札執行回数は原則として2回を限度し、郵便、電信による入札は不可
	② 入札日時	平成30年5月23日(水) 午前10時16分
	③ 入札場所	福島市役所東棟入札室 [〒960-8601福島市五老内町3番1号]
	④ その他	<ul style="list-style-type: none"> ・競争入札参加資格確認通知書(写)を必ず持参すること ・入札書は封筒に入れ、工事費内訳書(様式5・様式5-2)を同封すること ・競争入札心得による。(市ホームページ参照)
14	入札保証金	免除
15	契約保証金	<p>請負代金の100分の10以上の額とし、福島市工事請負契約約款(以下「約款」という。)第5条第1項各号(以下参照)に掲げるいずれかの保証を付するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1号 契約保証金の納付 第2号 契約保証金に代わる担保となる有価証券の提出 第3号 銀行等の金融機関又は前払金保証事業会社の保証 第4号 公共工事履行保証証券による保証 第5号 履行保証保険(定額填補による付保)の締結
16	支払条件・契約条項	福島市工事請負契約約款による。
17	特約条項	<p>本件は議決事件なので、議会の議決後本契約を締結すべきところ、次の特約条項を付し仮契約を締結し、議会の可決後、仮契約書の内容をそのまま本契約とする契約を締結する。</p> <p>(特約条項条文)</p> <p>この契約は、この契約に関し福島市議会において可決された場合には本契約として成立するものとする。可決されなかった場合または否決された場合には締結しなかったものとし、かつ、この場合において受注者にこのことにより損害を生じた場合においても、発注者は一切その賠償の責に任じないものとする。</p> <p>(契約の非締結等)</p> <p>1. 市長は、議会の議決を要する工事の請負契約等について、落札決定後から仮契約締結の日までに落札者が本市の競争入札参加停止の措置を受けたとき並びに業務に関し不正又は不誠実な行為を行い、又は行った疑いがあると認められ(法令等に抵触するおそれがあり、現に関係機関が事実関係を調査中である等)、本市の契約の相手方として不適当であると判断されるときは、当該仮契約を締結しないことができる。</p> <p>2. 市長は、議会の議決を要する工事の請負契約等について、仮契約締結後から議会の議決までに落札者が本市の競争入札参加停止の措置を受けたとき並びに業務に関し不正又は不誠実な行為を行い、又は行った疑いがあると認められ(法令等に抵触するおそれがあり、現に関係機関が事実関係を調査中である等)、本市の契約の相手方として不適当であると判断されるときは、当該仮契約を解除し、又は本契約を締結しないことができる。</p> <p>3. 前2項の場合において、本市は一切の損害賠償の責めを負わないものとする。</p>

	<p>特約条項</p>	<p>この契約は継続事業につき、次の特約条項を付するものとする。 (特約条項条文) 1. 本契約における支払条件については次のとおりとする。 (1) この契約は、継続費に基づく契約とし、各会計年度における請負代金の支払限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。 平成30年度 請負金額の10分の5以内の額（前払金を含む。） 平成31年度 請負金額より平成30年度支払額を差し引いた額 (2) 各会計年度における前金払の額は、次のとおりとする。 平成30年度 平成30年度支払限度額の10分の5以内の額 平成31年度 請負金額の10分の5以内の額より平成30年度の前金払支払額を差し引いた額 (3) 各会計年度において、部分払を請求できる回数（前払金を除く。）は次のとおりとする。 平成30年度 1回 平成31年度 1回 (4) 部分払については、約款第37条第1項に関わらず、請負金額が300万円以上である場合に限り、かつ工事の完成前に、出来高部分ならびに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品（第14条第2項の規定により監督員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する請負代金額（以下本条において「出来高金額」という。）が請負代金額の100分の25を超えた場合において、工事の完成前に、出来高金額の10分の9以内の額（1万円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）について、部分払を請求することができる。 (5) 発注者は、予算の都合による等必要があるときは、第1項の支払限度額を変更することができる。</p> <p>本件は低入札価格調査を適用するため、福島市低入札価格調査実施要領に基づく調査基準価格以下で入札した者を落札者とした場合は、同要領第12条に基づく特約条項を加えて当該落札者と契約を締結する。</p>
18	契約書作成の要否	要
19	火災保険等の付保	設計図書等による。
20	入札の無効	<p>本公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。</p> <p>なお、市長により競争参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後競争入札参加停止措置を受けて入札時点において競争入札参加停止期間中である者等入札時点において記9に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。</p>
21	入札の中止について	<p>1、本件は、参加資格者が1者以上あれば実施するものとする。</p> <p>2、本件入札に関し、不正な行為等により公正な入札執行が困難と判断されるときは入札を中止又は延期することがある。</p>
22	地元企業等への受注機会の拡大について	<p>1、本工事の履行に際し、下請契約を締結する場合は、極力、福島市内に本店又は支店・営業所等を有する者を選定又は工事に参加できるよう配慮すること</p> <p>2、本工事の履行に際し、建設資材等の購入契約を締結する場合は、福島市内に本店又は支店・営業所等を有する者を基本として選定できるよう配慮すること</p> <p>3、調達する建設資材等は、規格、品質が条件を満足するものについては福島市内又は福島県内産を基本として、購入又は優先使用すること</p>
23	その他	<p>本件に係る入札参加申請時の配置予定技術者は単体の場合は1名とし、特定建設工事共同企業体の場合は代表構成員のみの1名とする。</p> <p>なお、特定建設工事共同企業体が落札された場合は、契約書提出時に代表構成員及びその他の構成員の配置予定技術者について工事施工届にて提出すること</p>
24	問い合わせ先	<p>財務部契約検査課 [〒960-8601福島市五老内町3番1号 (電話024-525-3705 FAX 024-536-1876)]</p>